

取扱職種の範囲等の明示

イチゴイチエ・コンサルティング・インコーポレーテッド日本支店
有料職業紹介事業許可番号 34-ユ-300508

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

■ **取扱職種の範囲等**

- ・取扱職種：全職種
- ・地 域：国内、フィリピン共和国

出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介となります。

■ **手数料に関する事項**

- ・求職者の方からの手数料は徴収いたしません。
- ・求人者から徴収する手数料については、下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額と負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載される額）の 30 %
	 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %
	 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■ **苦情の処理に関する事項**

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先 : 日本支店

職業紹介責任者 : 藤井（池田） 寛子

連絡先 : 084-987-1527

■ **返戻金制度に関する事項**

当社は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）を設けております。返戻金制度に関する事項については、下記のとおりです。

当社が雇用主に紹介した採用決定者が、就業開始後(入社日を起算日とする)、自己都合による退職、または採用決定者の責による解雇(退職日もしくは解雇日を算定日とする)となった場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

【返戻金額】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1)入社日以降から 1 ヶ月以内の退職 | : 紹介手数料の 80%を返金 |
| (2) 1 ヶ月超 2 ヶ月以内の退職 | : 紹介手数料の 50%を返金 |
| (3) 2 ヶ月超 3 ヶ月以内の退職 | : 紹介手数料の 20%を返金 |

※ただし、以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

- ・退職が雇用主の責めに帰すべき事由に起因する場合
- ・採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合
- ・その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合

■ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当社の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

【個人情報適正管理規程】

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、日本支店内の職業紹介事業担当職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 藤井（池田）寛子とする。

1. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
2. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経歴等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
3. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 藤井（池田）寛子とする。